

表 メキシコ－ブラジル自動車協定の原産地規則

製品分野	原産地規則の内容
完成車（乗用車、小型トラック）	製品取引価額（FOB）に占める原産材料の価額合計が40％以上 （「原産材料」には労働コストや経費は含めない）
自動車部品	
原則	製品取引価額（FOB）に占める原産材料の価額合計が40％以上
完成車に組み込まれる部品を原産品と判断する基準	HS4桁レベルの関税分類変更、もしくは非原産材料価額合計が製品価額（FOB）の50％以下
自動車部品と見なされない部材を原産材料と判断する基準	HS4桁レベルの関税分類変更、もしくは非原産材料価額合計が製品価額（FOB）の50％以下

（出所）ACE 55号別添Ⅱ（原産地規則）、同附属書Ⅱ第5次、第6次。第7次追加議定書から作成